

畑川ダム周辺整備基本計画策定業務 参考仕様書

1 適用

本仕様書は、京丹波町（以下、委託者という。）が発注する「畑川ダム周辺整備基本計画策定業務」に適用する。

2 業務目的

本業務は、平成24年度に供用開始される畑川ダムの整備に合わせて、周辺を新たな交流拠点として位置付け、ダム湖畔の水辺環境を活かした、健康・文化・自然とのふれあい施設を整備するため、基本計画を策定することを目的とする。

3 総則

本仕様書に特段の定めがないものについては、「土木設計業務等委託必携 平成13年1月 京都府」による。

4 業務期間

契約日の翌日から平成24年3月23日までとする。

5 管理技術者及び主たる担当技術者

本業務に配置する管理技術者及び主たる担当技術者については、技術提案書に記載した者を配置しなければならない。特別の理由により、委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

6 業務内容

(1) 基本計画策定

地元住民で構成する畑川ダム対策協議会が策定した基本構想を踏まえ、畑川ダム地域整備計画連絡会において、基本計画（案）を策定する。なお、畑川ダム地域整備計画連絡会は、畑川ダム対策協議会（地元）、京都府および本町を構成員として既に設立されている。

計画策定に係る会議は4回を想定しており、受託者は、資料作成、会議での説明や議事録作成等を行う。

ア 検討項目

①前提条件の整理

・整備の目的 ・計画コンセプト ・立地条件の整理

②整備方針の検討

いくつかの対案を検討し、最適な配置案の絞り込みを行う。

- ・整備手法 ・整備スケジュール ・配置検討
- ③整備内容の検討（規模算定）
競合施設立地状況やその他の条件を踏まえ検討する。
- ④施設計画
 - ・造成・整地計画 ・土地利用計画 ・雨水排水、防災計画 ・供給施設計画
 - ・基本計画図作成
- ⑤概算事業費の算出
- ⑥管理運営形態・計画、収支計画、管理運営主体の検討
- ⑦事業効果の考察
- ⑧施設整備のための資金計画
- ⑨今後の課題整理
- ⑩その他基本計画策定に必要な内容

イ その他

- ①基本計画策定にあたって関係機関との協議が必要な場合は資料作成等を行う。また、委託者が必要と認めた場合、受託者は協議に出席すること。
- ②「(仮称) 畑川ダムふれあいの森公園 (畑川ダム対策協議会)」を参考図書として使用する。

7 成果品の提出

下記の資料について、製本2部（チューブファイル等）とデータ1部を提出すること。

- (1) 報告書
- (2) 概要版
- (3) 図面（施設配置計画図、平面図、横断図、イメージパースほか）
- (4) その他委託者が必要と認める資料

8 成果品の検査

業務において作成した成果品は、委託者の検査を受けこれに合格しなければならない。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (2) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

10 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

11 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、委託者と受託者が協議を行い、委託者の指示に従うものとする。